

なんぎん

NISA

新しい
非課税制度
スタート!

なんぎん ニーサキャンペーン

平成25年 平成25年
期間 8/9_金 ~ 9/30_月

現金1,000円 プレゼント!

〈対象〉キャンペーン期間中にNISA口座申込のうえ、NISA口座が開設されたお客様

※平成26年1月以降、口座開設完了のお客様の投資信託指定預金口座へ入金

公募株式投資信託・上場株式等の「分配金・配当金・譲渡益」が非課税になる制度が始まります!

平成25年12月31日に公募株式投資信託・上場株式等の分配金・配当金・譲渡益にかかる
軽減税率10.147% (復興特別所得税含む)が廃止され、本則税率である20.315% (復興特別所得税含む)になります。

それに合わせ、平成26年1月1日から少額投資非課税制度(愛称:NISA(ニーサ))が導入されます。

少額投資非課税制度の「NISA口座」内で購入した公募株式投資信託・上場株式等の分配金・配当金・譲渡益は非課税となります。

	~平成25年12月31日	平成26年1月1日~
公募株式投資信託・ 上場株式等の分配金 ・配当金・譲渡益に かかる税金	10.147% 所得税および 復興特別所得税 7.147%、 住民税 3%	NISA 口座 非課税 (※)
		一般口座 特定口座 20.315% 所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%



(※)公募株式投資信託の場合、普通分配金と売却時の値上がり益(譲渡益)が非課税となります。



少額投資非課税制度(NISA)の概要

非課税の対象

NISA口座内で購入した公募株式投資信託・上場株式等の分配金・配当金・譲渡益が非課税。
譲渡損失については他の口座と損益通算は不可。

非課税投資枠

平成26年から平成35年までの10年間、毎年100万円を上限に最大500万円まで
利用できる(未使用枠の翌年以降への繰越しは不可)。

非課税期間

NISA口座内で購入した年から最長5年間。(途中売却は自由で、売却部分の再利用は不可)

NISA利用可能対象者

満20歳以上の日本に居住する方(年齢は口座開設年の1月1日時点)

口座開設

証券会社を含む全ての金融機関で以下の各期間につき、一人1口座のみ開設可能。
複数の金融機関でNISA口座を開設することはできない。

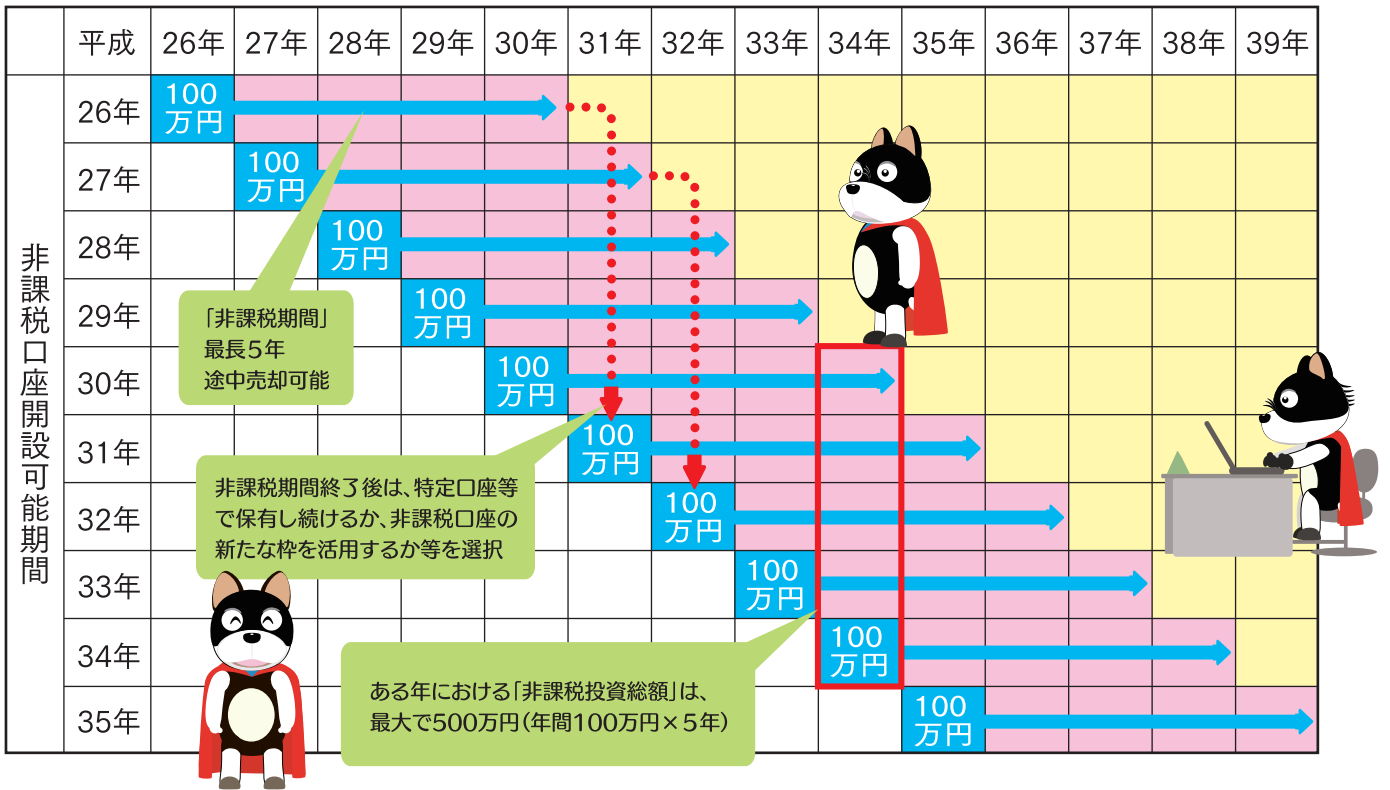
〈第1期間〉平成26年1月1日 ~ 平成29年12月31日(4年間)

〈第2期間〉平成30年1月1日 ~ 平成33年12月31日(4年間)

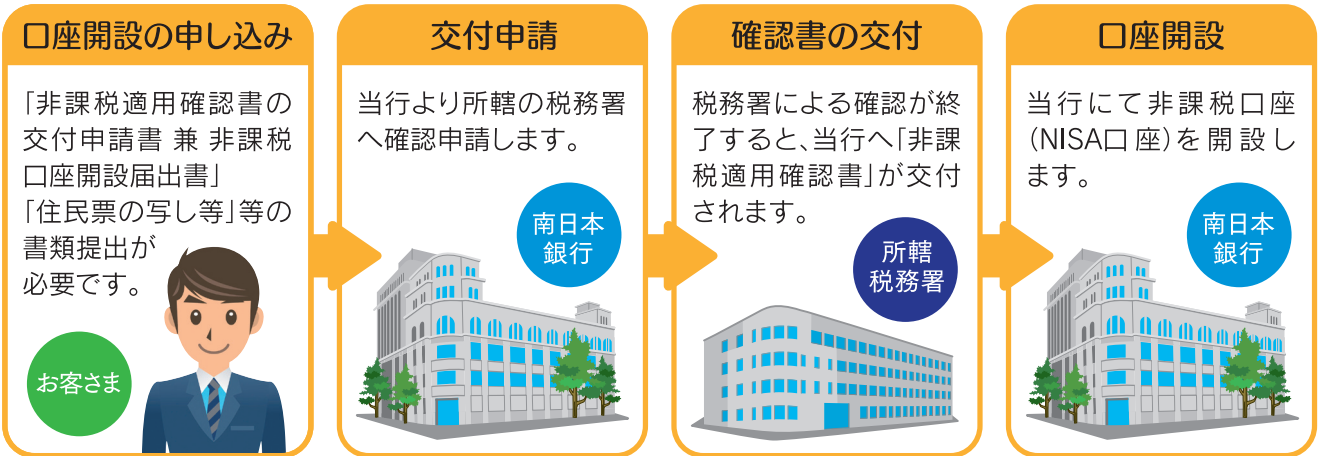
〈第3期間〉平成34年1月1日 ~ 平成35年12月31日(2年間)

当資料の記載内容は、平成25年度税制改正の内容を反映したものです。内容の正確性や完全性を保証するものではありません。
また、今後の税制改正の内容により当資料の記載事項と異なることとなる場合があります。

少額投資非課税制度のイメージ



口座開設の流れ



投資信託ご購入の際の留意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、南日本銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等によって、投資した資産の価値が投資元本を割り込むことがあります。これらのリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ご検討にあたりましては、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面」および「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みください。「商品パンフレット」「契約締結前交付書面」および「投資信託説明書(交付目論見書)」等は南日本銀行本支店等にご用意しております。
- 投資信託のご購入、換金にあたりましては、各種手数料等(申込手数料、換金時手数料、信託財産留保額)が合計でお取引金額の最大3.45%(消費税込)必要になります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年率2.05375%程度(消費税込)を信託報酬、その他諸費用(目論見書、運用報告書作成費用、監査費用等)として毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料は、これらを合計した金額となります。

●お申込み、お問合せは本・支店窓口または個人相談プラザまで

0120-320-373

受付時間

9:00~17:00
(銀行休業日は除きます)

●ホームページ

www.nangin.jp